

宮城大学教員評価要綱

平成31年3月27日

第148回理事会

1 趣旨

この要綱は、公立大学法人宮城大学教員人事規程（平成21年宮城大学規程第24号。以下「規程」という。）第32条の規定により、宮城大学における教員評価の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 学群長等

学群にあっては、学群長、研究科にあっては、研究科長、基盤教育群にあっては、基盤教育群長をいう。

(2) 学群長・副学群長等

学群にあっては、学群長及び副学群長、研究科にあっては、研究科長及び副研究科長、基盤教育群にあっては、基盤教育群長及び基盤教育副群長をいう。

(3) 被評価者

規程第25条第1項に規定する専任教員（評価対象年度の4月1日に在籍し、かつ、当該年度の翌年度の4月1日に在籍する専任教員）をいう。被評価者は、原則として、所属する教授会の教員として評価を受けることとする。

(4) 基礎評価

被評価者の活動内容を定量的に評価するための客観的な指標（別紙1「基礎評価の評価項目・評点」）により行う一次評価をいう。

(5) 活動計画・実績

被評価者が、別紙2「教員評価シート」により調製する活動計画及び活動実績であって、その活動内容を定性的に評価するとともに、活動内容の改善や自己研鑽のために使用するもの。

3 評価の内容

教員評価は、規程第26条の規定により、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野に関する一次評価、二次評価及び総合評価により行う。

当該4分野については、職位に期待される役割に応じてそれぞれウェイトを設定することとし、標準的なウェイトを踏まえ、個別に設定することができる。

<標準的なウェイト>

職位	教育	研究	地域・社会貢献	大学運営
教授	30%	30%	20%	20%
准教授・講師	30%	50%	10%	10%
助教（看護学群以外）	20%	60%	10%	10%
助教（看護学群）	30%	50%	10%	10%

※助手については、職務内容に応じて個別に設定する。

4 評価の項目

(1) 一次評価

- イ 被評価者が副学長及び学群長等以外の専任教員である場合
一次評価は、規程第27条の規定により、基礎評価（50点満点）並びに活動計画・実績を基に学群長・副学群長等の合議により行う評価（25点満点）とする。
- ロ 被評価者が副学長及び学群長等である場合
一次評価は、規程第29条の規定により、基礎評価（50点満点）とする。
- （2）二次評価
- イ 被評価者が副学長及び学群長等以外の専任教員である場合
二次評価は、規程第28条の規定により、活動計画・実績を基に学長及び副学長の合議により行う評価（25点満点）とする。
- ロ 被評価者が学群長等である場合
二次評価は、規程第29条の規定により、活動計画・実績を基に学長及び副学長の合議により行う評価（50点満点）とする。
- ハ 被評価者が副学長である場合
二次評価は、規程第29条の規定により、活動計画・実績を基に学長が行う評価（50点満点）とする。
- （3）総合評価
総合評価は、規程第30条の規定により、一次評価及び二次評価の合計点を4段階（S（特に優秀）、A（優秀）、B（良好）及びC（要改善））に区分して行う。

＜参考：被評価者別評価項目＞

区分	一次評価		二次評価
下記以外	基礎評価 (50点満点)	活動計画・実績 (25点満点) ※学群長・副学群長等の合議による評価	活動計画・実績 (25点満点) ※学長・副学長の合議による評価
学群長	基礎評価 (50点満点)		活動計画・実績 (50点満点) ※学長・副学長の合議による評価
副学長	基礎評価 (50点満点)		活動計画・実績 (50点満点) ※学長による評価

5 評価の方法

- （1）基礎評価
基礎評価は、シラバス、担当科目履修者実績、研究業績、兼業実績等、宮城大学統合データベース（仮称）に登録されたデータを基に当該データベースシステムによって算定される点数を用いて行う。このため、当該データについては、発生源において適切に登録するものとする。
- （2）活動計画・実績を基にした評価
活動計画・実績を基にした評価は、別紙2に記載された内容に基づき、活動計画の困難度や目標の達成状況等を勘案して行う。
なお、大学運営の分野については、教育推進センター等及び全学センター（以下「全学的組織」という。）の長から意見を聴取した上で評価を行う。
- （3）総合評価

一次評価及び二次評価の合計点によって、学群・基盤教育群別、かつ職位に応じた3区分（教授、准教授・講師、助教・助手）毎に順位付けをし、原則として上位10%をS、次の30%をA、次の60%をBとする（人数に端数が生じたときは、小数点以下第1位を四捨五入）。ただし、専任教員として通常行うべき最低限のことをやっていない者又はやることができない者など、必要な水準を満たさないと認められる者についてはCとする。

なお、総合評価の母集団が少数であることにより、上記比率によって算定したS又はAの人数が1人に満たない場合は、学長・副学長の合議によって総合評価を決定する。

6 評価の手順

（1）活動計画の作成

被評価者は、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野について、別紙2により、評価対象年度における活動計画を作成し、下記により、当該年度の5月末までに提出するものとする。

活動計画の作成に当たっては、基礎評価の評価項目では十分に活動内容を評価しきれない要素や、当該評価項目の対象となっていない活動等について、積極的に提示するものとする。また、当該4分野に関する標準的なウェイトを踏まえ、自らに期待される役割に応じてウェイトを設定するものとする。

区分	提出先
下記以外	学群長等
学群長等	副学長
副学長	学長

（2）活動計画に関する面談

被評価者は、上記（1）の活動計画を基に、当該年度の6月末までに、下記により面談を行い、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野のウェイトを確定する。

この面談の際には、前年度の評価結果のフィードバックを行う。

区分	面談者
下記以外	学群長・副学群長等
学群長等	学長及び副学長
副学長	学長

（3）活動計画の変更

上記（1）の活動計画については、評価対象年度の途中において、変更せざるを得ない事情が生じた場合には、上記（2）の面談者の許可を得て変更することができる。

（4）活動実績の取りまとめ

被評価者は、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野について、別紙2「教員評価シート」により、評価対象年度における活動実績の取りまとめを行い、上記（1）と同様に、当該年度の2月末までに提出するものとする。

活動実績の取りまとめに当たっては、基礎評価の評価項目では十分に活動内容を評価しきれない要素や、当該評価項目の対象となっていない活動、活動計画の作成時に想定していなかったものの成果を上げることができたこと等について、積極的に提示するものとする。

(5) 全学的組織の長からの意見聴取

大学運営の分野における一次評価及び二次評価に活用するため、学群長・副学群長等は、全学的組織の長から被評価者の活動状況、貢献度等について意見を聴取する。

(6) 総合評価等

一次評価、二次評価及び総合評価は、評価対象年度の翌年度の4月末までに行い、総合評価の結果については、規程第31条第1項の規定により、速やかに被評価者に通知する。

(7) 異議申立て

上記(6)の総合評価の結果に対して異議がある場合は、被評価者は、教員人事委員会委員長宛てに理由を付して異議申立てを行うことができる。同委員長は、審査の必要があると認める場合には、同委員会において審査を行うとともに、審査結果を被評価者に通知する。

(8) 評価結果の公表

教員評価の結果については、規程第31条第2項の規定により、集計した統計的データにより本学ホームページで公表することとし、詳細については別に定める。

なお、同条第3項の規定により、被評価者個人の評価結果、氏名及び活動計画・実績については、公表しない。

7 評価結果の活用

教員評価の結果については、主として、教員が自らの活動を振り返り、活動の改善と自己研鑽を促すために活用する。

総合評価の結果については、規程第31条第2項及び公立大学法人宮城大学賃金規程（平成21年宮城大学規程第66号）の定めるところにより、予算の範囲内で、平成32年6月期以降に支給する勤勉手当の成績率に反映させる。ただし、平成31年度に支給する勤勉手当の成績率については、公立大学法人宮城大学教員評価要綱（平成24年3月28日施行）の定めによる。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教員人事委員会委員長が別に定める。

この要綱及び関係規程に基づく教員評価制度は、教員評価制度検討委員会による点検を通じて随時改善していくこととする。

附 則（H31.3.27 第148回理事会）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人宮城大学教員評価要綱（平成24年3月28日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の教員評価から適用する。

別紙1 基礎評価の評価項目・評点

- | | | | |
|---|--|--------|------------|
| 1 | 教育分野 | | |
| | (1) 授業担当時間数 | 1コマ当たり | 0.015点 |
| | (2) 担当学生数 | 1人当たり | 0.005点 |
| | (3) 教科書等(改訂版を除く。)の著書数 | 1件当たり | 3.0点 |
| 2 | 研究分野 | | |
| | (1) 著書数 | | |
| | ・ 学術著書 | 1件当たり | 7.0点 |
| | ・ 訳本 | 1件当たり | 2.0点 |
| | ・ 辞書 | 1件当たり | 1.0点 |
| | (2) 論文数 | | |
| | ・ 査読あり | 1件当たり | 6.0点 |
| | ・ 査読なし | 1件当たり | 2.0点 |
| | (3) 作品(制作)数 | 1件当たり | 4.0点 |
| | (4) 学会発表等の件数 | | |
| | ・ 学会発表 | 1回当たり | 1.0点 |
| | ・ 招待講演・シンポジスト等 | 1回当たり | 2.0点 |
| | (5) 発明等の件数 | | |
| | ・ 特許取得 | 1件当たり | 4.0点 |
| | ・ 特許出願 | 1件当たり | 2.0点 |
| | ・ 博士取得 | 1件当たり | 2.0点 |
| | ・ 受賞 | 1件当たり | 2.0点 |
| | (6) 競争的外部資金獲得額 | | |
| | イ 百万円以下の場合 | 百万円当たり | 2.0点 |
| | ロ 五百万円以下の場合(①の場合を除く。) | | |
| | 百万円を超えた額について、百万円当たり0.75点を2.0点に加えて得た点数 | | |
| | ハ 一千万円以下の場合(①及び②の場合を除く。) | | |
| | 五百万円を超えた額について、百万円当たり0.40点を5.0点に加えて得た点数 | | |
| | ニ 一千万を超えた場合 | | 7.0点 |
| 3 | 地域・社会貢献分野 | | |
| | (1) 公共的団体等の委員の就任件数 | 1件当たり | 0.2点 |
| | (2) 公開講座等の回数 | 1回当たり | 0.1点 |
| | (3) 研修会講師等の回数 | 1回当たり | 0.1点 |
| | (4) メディア等への出演等の件数 | | |
| | ・ テレビ出演 | 1回当たり | 0.3点 |
| | ・ 新聞, ラジオ, WEB, 学会誌, 商業誌への記事掲載 | 1件当たり | 0.2点 |
| | ・ 一般書 | 1件当たり | 2.0点 |
| | (5) 学会の役員の件数 | | |
| | ・ 学会の代表者 | 1件当たり | 1.0点 |
| | ・ 学会の代表者以外の役員 | 1件当たり | 0.5点 |
| 4 | 大学運営分野 | | |
| | (1) 学群(学部)・基盤教育群・研究科委員会委員の就任件数 | 1件当たり | 0.25～1.5点※ |
| | (2) 教育推進センター・全学センター等の委員の就任件数 | | |

第4編人事労務 教員評価要綱

1 件当たり 0.25～1.5 点※

※ 評価対象年度の当初に 0.25～1.5 点の範囲で、0.25 点刻みで委員会・センター毎に設定する

別紙 2 教員評価シート

教員評価シート(年度分)

[illegible]